

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1911号

時間外勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（規則第6-493号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第2条の規定の適用については、同項の規定により支給される給料は、同条の給料としない。</u></p> <p><u>4 市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第2条の規定の適用については、同条中「地域手当」とあるのは、「給料の月額に市町村立学校職員給与条例附則第17項に規定する一般職員地域手当支給割合を乗じて得た額」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。